

平成30年度 第3回杉並区障害者地域自立支援協議会 第1次

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告・検 討

(1) 幹事会報告

(2) シンポジウム実行委員会報告

(3) 差別解消支援地域会議より

(4) 地域移行促進部会 知的グループより活動報告及び検討

<<<10分休憩>>>

(5) 相談支援部会より活動報告及び検討

(6) 地域生活支援拠点検討チームより報告及び検討

4 閉 会

<配布資料>

資料1：幹事会での検討

資料2：平成30年度 シンポジウム実施案の報告

資料3：差別解消地域支援会議の報告（別添資料1～4まであり）

資料4：地域移行促進部会(知的グループ)活動報告

資料5：相談支援部会活動報告

資料6：地域生活支援拠点検討チーム報告

資料7：地域生活支援拠点イメージ図

参考資料：障害者虐待防止に関する区の取組状況について

テーマ	協議会 で出された報告・意見・課題	今後の方向性(幹事会での話し合い)
地域移行促進部会	<p>・精神G: 昨年度の検討から挙げた、長期入院者の状況把握、病院との連携、地域移行の担い手である一般相談支援事業所が少ないといった課題について今年度の取組みを報告</p> <p>・知的G: 地域移行施設である、すだちの里の現状と課題からいろいろ見えてきた。経験・体験、戻れる場がある</p> <p>と地域移行はもっと進むのではないかと、単にGHが少ないだけではなく、ハード面・ソフト面の問題等あることを報告</p> <p>→現在入院している人達はきっかけさえあれば退院できる人達なのでそれほど大変ではないと感じている。630調査の内容が変わってきており、実態が見えにくくなっているため区から精神科病院への調査は続けていってもらいたい。</p> <p>→すだちの里からGHへの地域移行については支給決定を受けるほどの支援じゃないことも多い。都外施設からの地域移行については物理的な距離、旅費の問題もありなかなか難しいのではないかと。GHの受け皿が少ない中で、知的障害者の地域移行を1事業所で行っていくのは難しい。</p> <p>→精神障害の方は医療との繋がりが必須なのだが、障害の受け入れができていない人もいて、入退院を繰り返している。1人で退院するのは難しいので支援が必要だと思う。一般相談が増えれば良いということだけでなく、サービス利用計画を立てる事業も増やしていく必要があるため、区でも検討していってほしい。</p>	<p>・地域移行については、支援を担う一般相談支援事業所を増やすだけではなく、計画相談を担う特定相談支援事業所を増やす取組みも必要。ただ、報酬改定等の問題もあり、どこまで新規参入に取り組めるか・・・現在特定相談支援事業所を支えることも考えていく必要がある。この件については別機会にまた議論するかも含めて考えることに。</p> <p>・精神グループの今年度の取組みはマンパワーが必要な部分が多いので、幹事会の委員の中で協力できる人は協力していくことを確認。部会にも報告してもらうことに。</p>
<p>ぎだい 議題</p> <p>ちいきせいか 地域生活</p> <p>しえんきよて 支援拠点</p> <p>とう 等</p> <p>につい</p> <p>て</p>	<p>べっしさんしやう 別紙参照</p>	<p>・人材育成、コーディネーター、緊急時対応等について検討するに伴い、本会では人数が多く、開催回数も少ないため、今後、委員の中からワーキンググループを招集し進めることを次回本会にて諮る。</p>

た
その他

・シンポジウムについて: 実行委員の自薦他薦を募るが、立候補者等いないことから例年通り委員の選定については事務局に一任される。開催日は平成31年1月24日 区役所中棟6階第4会議室に決定

・実行委員をどんまい福祉工房の渡邊委員、ワークサポート杉並の川口委員に依頼し決定。8月1日に第1回実行委員会実施(資料2参照)。
・次回本会の議題について
働きかたサポート部会の報告に絡めて、就労を切り口に、どんまい福祉工房(就B・就労移行)の渡邊委員、障害者生活支援課の岸から現状等を報告してもらい、それを受け各委員の立場から意見をもらう。その意見を今後の働きかたサポート部会に活かしていく。

へい せい ねん ど じ し っ し ゃ ん ほう こ く
平成30年度 シンポジウム実施案の報告

- 1 じ っ こ う い い ん 実行委員
わた な べ い い ん 渡 邊 委 員 (ど ん ま い 福 祉 工 房)、川 口 委 員 (ワ ー ク サ ポ ー ト 杉 並)

は る や ま い い ん 春 山 委 員 (す ま い る 高 井 戸)、寺 西 委 員 (す ま い る 荻 窪)、

し ま だ い い ん 島 田 委 員 (す ま い る 高 円 寺)、池 田、佐 々 木、目 黒、岸、田 邊、星 野 (事 務 局)
- 2 も く て き 目 的
(1) じ り つ し えん き ょ う ぎ かい や く わ り ひ ろ ち い き し 自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらう
(2) すぎ な み し ょ う が い し ゃ ふ く し く ん と も か ん が 杉並の障害者福祉を区民と共に考える
- 3 た い し ょ う 対 象
く な い ざ い じ ゅ う ざ い き ん か た 区 内 在 住 ・ 在 勤 の 方
(じ り つ し えん き ょ う ぎ かい か ん け い し ゃ し ょ う かい な ど た い し ょ う 自立支援協議会関係者の紹介等は対象とする。)
- 4 に つ い て 日 程
へい せい ねん が つ に ち も く 平成31年1月24日 (木) 13:30～15:30
- 5 か い じ ょ う 会 場
すぎ な み く や く し ょ な か と う か い だ い か い ぎ し つ 杉並区役所中棟6階第4会議室
- 6 な い ょ う 内 容
(1) か い かい あ い さ つ し ょ う が い し ゃ し さ く か ち ょ う 開 会 挨拶 (障 害 者 施 策 課 長) (13:30～13:35)
(2) すぎ な み く ち い き じ り つ し えん き ょ う ぎ かい と く ほう こ く 杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告 (13:35～14:05)
① ほん かい ほう こ く ① 本 会 からの 報告 (13:35～13:55) (ル ー テ ル 学 院 大 学 高 山) が く い ん だ い が く た か や ま
② は たら ぶ かい ほう こ く ② 働 き か た サ ポ ー ト 部 会 からの 報告 (13:55～14:05) (す ま い る 高 円 寺 島 田) こう えん じ し ま だ
(3) じ ょ う ほう て い き ょ う 情 報 提 供 (14:05～14:15)
すぎ な み く し ょ う ろ う し えん げ ん じ ょ う 杉 並 区 の 就 労 支 援 の 現 状 (ワ ー ク サ ポ ー ト 杉 並 長 野) すぎ な み な が の

き ゅ う け い 休 憩 (14:15～14:25)
(4) パネルディスカッション (14:25～15:25)
・ テ ー マ : ち い き し ょ う が い し ゃ 地 域 にお ける 障 害 者 の 自 立 生 活 (く ら し) を 考 へ る かん が
・ サ ブ テ ー マ : 「 地 域 で 働 き 、 地 域 で 暮 ら す 」 ち い き は たら ち い き く
◎ コーディネーター : (ワ ー ク サ ポ ー ト 杉 並 川 口) すぎ な み か わ ぐ ち
◎ パネリスト
< 身 体 当 事 者 > し ん たい と う じ し ゃ ひ し ん ま か ず ひ こ 菱 沼 和 彦 さん
は たら ぶ かい い い ん 働 き か た サ ポ ー ト 部 会 委 員 。 で ん だ ゅ う くる ま り ょ う か わ き た び ょ う い ん 電 動 車 い す 利 用 で 河 北 病 院 (広 報 課) に ころ ほう か
勤 務 ぎ ん む
< 身 体 支 援 者 > し ん たい し えん し ゃ そ う だ ん し えん じ ゃ ょ う し ょ ひ ら た 相 談 支 援 事 業 所 リ リ ー フ 平 田

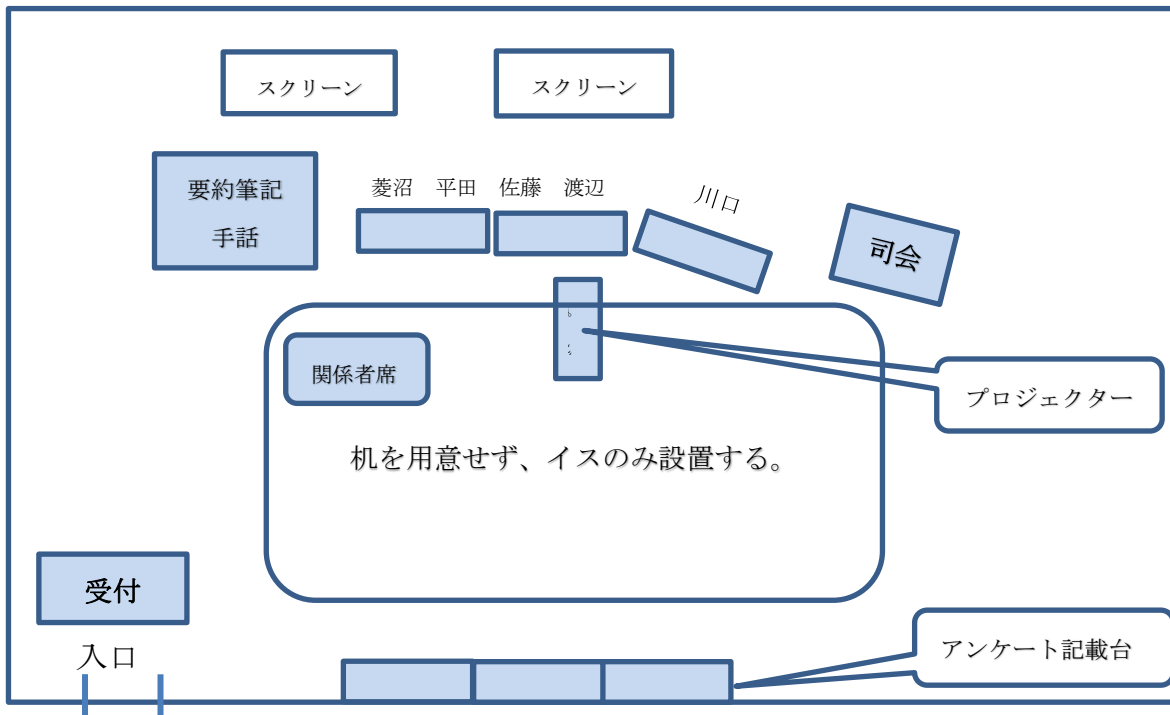
<知的当事者> 佐藤 由佳さん
 どんまい福祉工場の就労移行支援、地域での取り組みを経て、松屋フーズ
 に就職。現在もワークサポートの定着支援（区事業）を受けている。
 <知的支援者> どんまい福祉工房 渡邊

(5) 閉会挨拶 地域自立支援協議会会長 (15:25~15:30)

7 周知方法

- ・チラシ：関係機関に配布予定 (12月上旬～)
- ・区広報誌：12月15日号掲載予定
- ・区HP：杉並区公式ホームページ、の一まらいふ杉並にて12/15～掲載。
 →申込〆切期間：平成30年1月18日 (金)

8 会場セッティングイメージ (杉並区役所中棟6階第4会議室)



へいせい30ねんど だい1かいすぎなみくしょうがいしやさべつつかいしょうしえんちいきかいぎ ようし
平成30年度 第1回杉並区障害者差別解消支援地域会議 要旨

ほうこく
1 報告

- (1) 区等に寄せられた相談事例等
へいせい29ねんどしもほんき へいせい29ねん10がつ1にち へいせい30ねん3がつ31にち くよせられ
平成29年度下半期（平成29年10月1日～平成30年3月31日）までに区に寄せられ
ふとう さべつてきとりあつかい かんするそうだん1けんおよびかんきょうせいび じれい2けん けい3けん ほうこく
た不当な差別的取扱いに関する相談1件及び環境整備の事例2件の計3件を報告。
- (2) 東京都の条例制定に向けた取組状況
へいせい30ねん6がつ とうきょうとしょうがいしや りかいそくしんおよびさべつつかいしょう すいしん かんするじょうれい とぎかい
平成30年6月に東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が都議会に
ぎけつ ともない ぎけつ いたる けんとうかてい じょうれい とくちょうとう ほうこく
おいて議決された。それに伴い、議決に至るまでの検討過程や条例の特徴等を報告。なお、
じょうれい へいせい30ねん10がつ1にち せこう じょうれいぜんぶん しょうりやく
条例は平成30年10月1日に施行される。条例全文は省略。
- (3) 平成30年度の区の具体的な取組
へいせい30ねんど くぐたいてき とりくみ
○5月に行われた杉並区区民意向調査の中で、障害を理由とする差別や偏見の有無について
5がつ おこなわれたすぎなみくくみんいこうちょうさ なか しょうがい りゆう さべつ へんけん うむ
アンケートを実施。結果は別添2のとおり。
11がつ3にち 4にち かいさい れいねん しゅつてんよてい しゅつてんないよう
○11月3日～4日に開催されるすぎなみフェスタに例年どおり出展予定である。出展内容
11がつ3にち 4にち かいさい れいねん しゅつてんよてい しゅつてんないよう
は、次回以降の障害者差別解消支援地域会議等で相談させていただきたい。
きょうせいしやかいじつげん むけたりくみ こんねんど ぶんかしせつとう
○共生社会実現に向けた取組の1つとして、今年度からスポーツ・文化施設等における
しょうがいとうじしや しせつけんがくおよびいけんこうかんかい じっし こんねんど
障害当事者のモニタリング（施設見学及び意見交換会）を実施する。今年度は、スポーツ
しんこうか れんけい 7がつ18にち おぎくぼたいいくかん じっし 23めいさんか つづいて9がつ20ひ
振興課と連携のもと、7月18日に荻窪体育館にて実施（23名参加）し、続いて9月20日に
かみいぐさすぽーつ セんたー じっし けっか べつてん あんない べつてん
上井草スポーツセンターにて実施する予定。案内は別添3のとおり。
6がつ23にち こうえんじちゅうがっこう しょうがいしやしさくかおよび しょ
○6月23日に、高円寺中学校にて障害者施策課及びすまいる3所によるインクルーシブ
きょういくこうぎ じっし どうちゅうがっこう せんがくねん たいしりょう しょうがいとうじしや ぎじたいけん げんちょうもうそう
教育講座を実施。同中学校の全学年を対象に、障害当事者の疑似体験や幻聴妄想か
おこない しょうがい とくせい ごうりてきはいりょう りかいそくしん はかた けっか べつてん
るたを行い、障害の特性や合理的配慮等の理解促進を図った。結果は別添4のとおり。

ぎだい
2 議題

- (1) 区政モニタリングの分析結果の報告及び課題について
へいせい30ねん2がつ じっし くせい じゅうきじゅつらん きさい いけんとう ぶんるい
平成30年2月に実施した区政モニタリングのうち、自由記述欄に記載された意見等を分類・
ぶんせき うえ けっか ほうこく いけん うかがった しょうがいとうじしや こうりゅう きまい ふそく
分析の上その結果を報告し、委員からのご意見を伺った。障害当事者との交流の機会が不足
がっこうきょういく とく ようしょうき こうりゅう ひつようせい げんきゅう おおく しめ
していること、学校教育、特に幼少期からの交流の必要性についての言及が多くを占め、
いけん こんご あきゅうけいはつ ふくしかんけいしやいがい たほうめん ぶんや いけん
委員からは今後の普及啓発にあたっては福祉関係者以外のより多方面の分野からの意見の
しゅうやく ひつよう いけん だ
集約が必要となってくるのではないかといった意見が出た。
さべつつかいしょうかいぎ こんご すすめかた
- (2) 差別解消会議の今後の進め方について
こうかてき ふきゅうけいはつ むけ さべつつかいしょうかいぎ さぎょうぶかい もうけてけんとう
より効果的な普及啓発に向け、差別解消会議のもと2つの作業部会を設けて検討していく
じむきよく ていあん いっほう ぶかい すぎなみく こんご ほうこくせい とりくみ
ことを事務局から提案した。一方の部会では杉並区として今後どのような方向性で取組を
おこなって じょうれいせいいてい ふくめおおきなしてん ほなしあう いっほう じっせん
行っていくか条例制定を含め大きな視点で話し合うこととし、もう一方ではすぐ実践できる
アクションプランの検討を行うということで、委員の方々から了承を得た。今後は、10月
ころ ぶかい かいさい ねんどまつ にんきまなりようまえ さいご ほんかい かいさい よてい ねんど
頃をめどにそれぞれの部会を開催し、年度末の任期満了前に最後の本会を開催する予定。年度
まつ ほんかい かくぶかい ないようほうこくおよび はなしあい ふまたたじきかいぎ たいせい
末の本会において、各部会の内容報告及びそこでの話し合いを踏まえた次期会議の体制などを
けんとう すすめて こんごかくいけん ぶかい さんか
検討していくということで進めていきたい。今後各委員がどちらの部会に参加するかは
きんじつちゅう きほうちょうさとう おこないきめて よてい
近日中に希望調査等を行い決めていく予定である。

障害を理由とする差別や偏見に関する杉並区区民意向調査

問47 あなたは、世の中には障害がある人に対する障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。(〇は1つだけ)

全 体		ある と思 う	少 しは ある と思 う	な い と思 う	わ か ら な い	無 回 答
(名)	1,036	437	452	71	69	7
(%)	100.0	42.2	43.6	6.9	6.7	0.7

【集計】

差別や偏見があると思う・・・85.5%

問48 平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されています。この法律では、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。この法律や合理的配慮について、あなたは知っていますか。(〇は1つだけ)

全 体		知 つ て い る	合 理 的 配 慮 は 知 ら な い	合 理 的 配 慮 は 知 つ て い る が、 法 律 は 知 つ て い る が、 合 理 的 配 慮 は 知 ら な い	法 律 は 知 ら な い が、 合 理 的 配 慮 は 知 つ て い る	知 ら な い	無 回 答
(名)	1,036	162	178	254	427	15	
(%)	100.0	15.6	17.2	24.5	41.2	1.4	

【集計】

法律を知らない・・・65.7%

合理的配慮を知らない・・・58.2%

スポーツ施設に行ってみませんか??

～障害当事者などによるモニタリングを実施します～

すぎなみく 杉並区では、く かんり 区が管理する ちいき みちか 地域の身近なスポーツや ぶんかしせつ 文化施設について、みな 皆さまにご紹介、じっさい 実際にご見学いただいた上で、ご意見などを頂戴する「モニタリング」を実施いたします。

だい だん 第1弾として、へいせい ねんど 平成30年度は、く くない 区内のスポーツ施設 2か所を対象に、か き 下記のとおり日程(施設休館日)で行います。

みな 皆さまからのご意見・ご要望をもとに、どなたでもあんしん 安心して気持ちよくご利用いただけるよう、りようしゃめせん 利用者目線での施設運営を目指します。この機会に是非ご参加ください。

【日時/場所】

第1回 7月18日(水) 荻窪体育館

第2回 9月20日(木) 上井草スポーツセンター

いずれも時間は、13時30分～15時30分(予定)

※10分前(13時20分)までにお越しください。

※施設内容・詳細は裏面をご覧ください。

※会場へは、原則として公共交通機関でお越しください。

公共交通機関のご利用が難しく、車でお越しの場合は、**お申込時に必ずご連絡ください。**

【内容】

施設案内・見学会及び
意見交換会

【申込方法】

電話又はFAXにて、

第1回は7月11日(水)

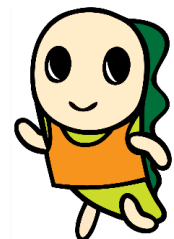
第2回は9月13日(木)

までにお申し込みください。

※FAXの場合は、氏名、
電話番号などの連絡先、
また、差支えなければ障害種別をご記入下さい。

施設設備、各種教室や利用案内など、ハード・ソフトの両面から、障害特性を踏まえた合理的配慮の提供ができるような施設運営につなげるための施設職員との意見交換です。

障害特性の理解、工夫や配慮してほしいことなど、率直におっしゃっていただければ幸いです。



【申込み・問合せ先】

杉並区役所障害者施策課管理係

電話

03 - 3312 - 2111 (内線 1142)

FAX

03 - 3312 - 8808

第1回 荻窪体育館

【所在地】

荻窪 3-47-2

【電話】

3220-3381

【休場日】

毎月第3水曜日・年末年始

【利用時間】

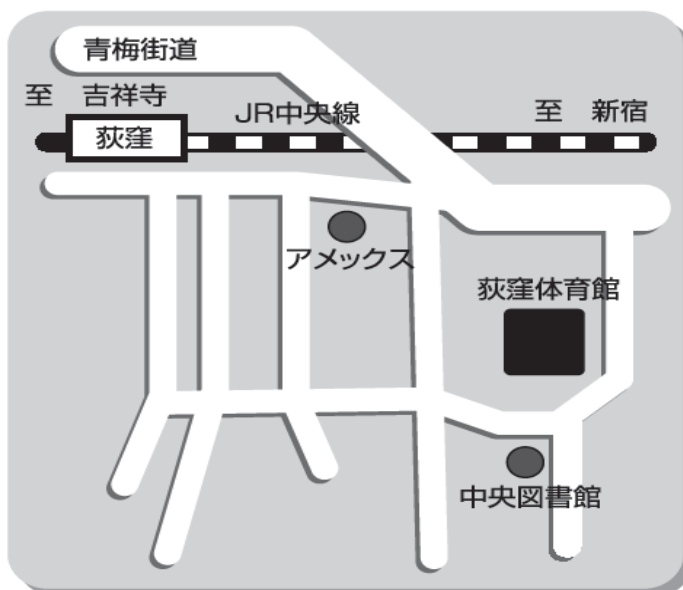
9:00~21:00

【施設内容】

体育館・小体育館・武道場など

【交通】

JR・東京メトロ丸ノ内線
「荻窪駅」から徒歩7分



第2回 上井草スポーツセンター

【所在地】

上井草 3-34-1

【電話】

3390-5707

【休場日】

毎月第3木曜日・年末年始

【利用時間】

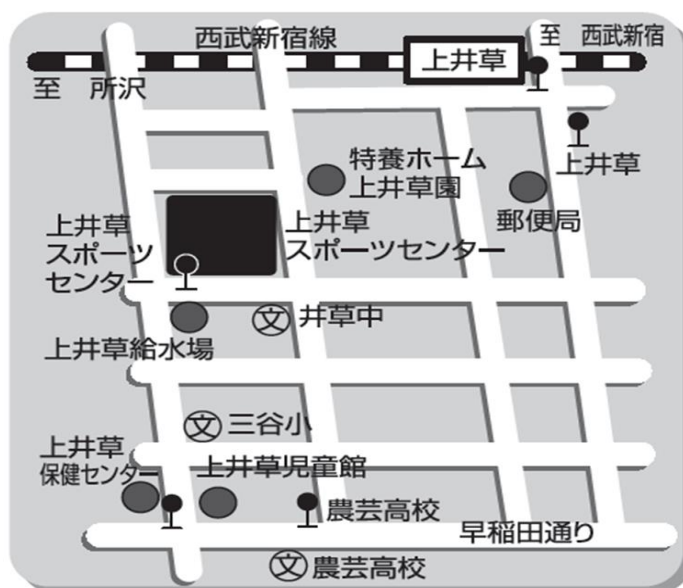
9:00~21:00

【施設内容】

体育館・小体育館・グラウンド・
トレーニングルーム・弓道場・
温水プールなど

【交通】

電車 西武新宿線「上井草」駅から徒歩5分
バス



利用駅	バス会社	行き先	下車停留所
JR阿佐ヶ谷駅南口	西武	長久保【荻15】	「上井草駅」下車徒歩5分
JR・東京メトロ丸ノ内線荻窪駅北口		石神井公園(上井草駅経由)【荻14】・長久保【荻15・荻16】	
		上井草保健センター循環【荻18】	
JR西荻窪駅	関東	井荻駅【西50】	「農芸高校」下車徒歩8分

※ モニタリングの内容について、上記施設への直接のお問合せはご遠慮ください。

学校への障害理解教育の取組

1 学校からの依頼内容

- (1) 学校名 高円寺中学校
- (2) 日時 平成30年6月23日(土曜) 2・3校時 (土曜授業)
- (3) 対象生徒 全校生徒(1~3年 120人) 1年 45人 2年 35人 3年40人
- (4) 講座名 「障害理解を深めよう」
- (5) 目的 平成32年度に小中一貫校の知的障害特別支援学級が併設されることを見据え、障害者との交流を通じて、さまざまな障害のことや障害者が求めている合理的配慮を理解するとともに、障害者もそうでない人も分け隔てなく共に生き、一緒になって社会と関わっていく姿勢を育てるため。

2 対応経過

障害者施策課とすまいる3所の共同で授業を担当することとし、学校と具体的な調整を行うとともに、教育委員会事務局特別支援教育課等に報告する。

3 講座内容

- (1) 概要 障害当事者とともに障害理解につながるクイズやゲーム、疑似体験などを行うことで、障害の特性を知ってもらうとともに、相手への思いやり、違いを認め合うことの大切さを理解するきっかけづくりとする。

(2) 内容

時間	対象	項目	担当
9:45 ~	全学年	本日の講座の説明	学校教諭
9:50 ~	全学年	【プログラム1】 知的障害者の疑似体験 ・知的障害者が、場面判断や抽象的な言葉ではうまく伝わらないことを、各自で絵をかきながら疑似体験をする。	すまいる 高円寺
10:15 ~	1年生	【プログラム2】 「だれのための工夫かな？」 ・7~8名ごとの6グループに分かれクイズ形式で、視覚障害者の疑似体験、便利グッズの紹介などの6ブースをローテーションし、視覚障害者などに必要な支援や、生活しやすい工夫を知る。 ・視覚障害当事者からの話	すまいる 高井戸
	2 ~ 3年生	【プログラム3】 「幻聴妄想かるた」 ・統合失調症の「幻聴」や「妄想」という症状を、当事者の体験談で作成したかるたを通して知り、障害理解のきっかけとする。 ・精神障害当事者による幻聴妄想の説明	すまいる 荻窪
11:15 ~	全学年	障害理解全般について障害当事者代表からの話 生徒代表からの感想	

4 講座報告

【 プログラム 1 】 知的障害の疑似体験



【 プログラム 2 】 「だれのための工夫かな？」



【 プログラム 3 】 「幻聴妄想かるた」



障害理解全般の話

生徒代表の話



※参加スタッフ 15人 (うちピア相談員6人)

すまいる荻窪(4人)、すまいる高円寺(3人)、すまいる高井戸(5人) 障害者施策課(3人)

第6期地域移行促進部会（知的グループ）の討議の中で確認された＜地域移行＞における課題と提案
○検討テーマ：地域移行における「地域」の課題について

課題	現状	提案
<p>支援者の人材が不足している</p>	<p>＜グループホーム（以下G H）の人材不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G Hの世話人の求人を出しても応募してくる人がいない。 ・（人手が足りなくて）運営者が利用者の支援に細かく目を向けられない。職員の休みが確保できず、土曜日や長期休みにG Hを閉所しなくてはならない。 ・世話人は常勤対応でやっているがコスト面から非常勤化が進んでいる。非常勤とすると人が集まらないという悪循環に陥りつつある。常勤職員を新規で採用しても、ベテラン職員が非常勤だと報奨面でミスマッチが生じ、職員体制のバランスが取れない。 ・法人全体が人手不足で、G Hの職員体制をバックアップしきれない。 ・同性介助の面から、男性枠で求人を出した時に男性が、女性枠の時に女性が集まらないということがよくおこる。 ・新卒でG Hの世話人を希望する人はまずいない。G Hが「働きたくない職場」となっている。 	<p>＜人材を集めるための工夫＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域大学を利用した人材発掘と育成（ガイドヘルパー講座を導入とし、GH世話人の仕事にも触れ、興味をもってもらうような流れ）。 ・区主催で合同就職説明会を開催。 ・法人間で求人情報を共有。不採用となった人の紹介や条件のミスマッチ（男女等）を減らす。 ・共同募集で人材をシェアできる仕組みができないか。 ・業務内容のハードルを下げ、徐々に泊まり業務に従事してもらう（まずは日中支援に就いてもらいGHを知ってもらう） ・グループホームの仕事をまず知ってもらうための発信をする。「世話人は大変だけれど、やりがいがある仕事」と伝える。 ・支援の質の確保をしながら、高齢者や外国人採用も視野に入れる。 <p>＜人材を留めるための工夫＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人職場である世話人業務をフォローする（育成も含め）仕組みを作る。（GH間で困った時（夜間体制の緊急欠如等）に助け合えるネットワークを作る等） ・SNS等を利用して世話人同士が応援しあえる交流コミュニティを作り、仕事の不安や大変さをシェアできないか。 <p>＜その他の工夫＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI、ロボットなどテクノロジーを駆使して、課題を解決。例えば、夜間見守りをロボット化する等
	<p>＜ヘルパーの人材不足＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇の過ごし方（楽しみの側面、

	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇に必要な移動支援のヘルパーも人材不足で、必要な時に予約が取れない状況となっている。 ・移動支援のヘルパー不足が、GH利用者の余暇活動の制限に繋がっている。 	<p>体力の側面、社会体験の側面)を話し合う等して工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の利用は基本一対一だが、複数対複数での外出など外出の形態の工夫を検討する。
<p>GHの運営が厳しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GHは夜間一人体制で、支援の個別性が高い人は対応できないという状況がある。 ・利用者の障害支援区分と運営が直結しており、区分が下がると人件費に影響してくるので、運営が不安定にならざるを得ない。 ・高齢化や障害の重度化により医療的な支援が必要になってくるとGHだけでは支えられなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種と連携する。訪問リハビリ、訪問診療、訪問マッサージ等と連携し、祝祭休日や夜間の発熱や病気に対応できるようにする。多職種連携をマニュアル化し、色々なGHにおいて連携を強化する。 ・地域のバックアップ機能の強化(緊急時のフォロー・人的応援体制の確保・専門職のアドバイス機能・職員の質の向上を図る等)。 ・GH地域ネットワーク事業における「専門相談員(世話人の抱える悩みを相談できる仕組み)」の取り組みの推進。
<p>GH生活において週末や年末年始の過ごし方の選択肢が脆弱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人不在のため、週末や年末年始にGHで過ごせない人がいる。 ・GH世話人情報連絡会で実施したアンケートの結果、週末や長期休暇のGH運営のむづかしさは「人材不足」と「運営(職員体制)の難しさ」があることがわかった。 ・(ヘルパー不足により)土日にヘルパーで外出が難しくなっている。 ・本人への負担や生活の組み立てを考えると毎週末、ヘルパーと1対1で出かけるのは限界がある。 ・ヘルパーと出かける場所が限定的。長距離歩けない方、排泄に課題のある方は、特に外出先が限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足の解消が週末や年末年始の過ごし方の充実につながる。 ・「場」の確保については、週末等、通所施設を利用者がいない時間に開放してはどうか。 ・他の活動と協働して、つながりを作り、新しい余暇活動を創出できないか。企業のCSR活動と連携できるか。 ・少ない資源を有効に使うために余暇をコーディネートする人がいるとよい。アプリやSNS等テクノロジーを利用して情報共有できるのもよい。
<p>GHの数が足りない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃の問題や環境、物件の条件(消防関係等)の問題で物件探しが都心では難しい。郊外では、GHを建てやすいが利用者が逆に少ないという現象が起きている。 ・物件が見つかっても人材の確保が難しく、運営が難しく、増設できない。 ・例えば、「医療的ケアと多動の重複障害のある方」「他害があり共同生活が難しい方」「親からの虐待等が原因で対人関係構築が難しい方」「加齢に伴う退行現象により身体障害(手帳取得は難しい)が出てきた軽度知的障害のある方」等に対応できるGHが限定的で数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足の解消がGH不足の解消につながる。 ・GHから一人暮らしへの移行も進め、限りある資源を多様な方が利用できるように促す。 ・居住支援協議会障害者専門部会で検討されている「オーナーや不動産屋への理解を促める方法」「持ち物件をGHへの利用につなげるマッチングの仕組み」等が形になるのを期待する。

<p>GH から一人暮らしへの移行が少ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今までGHは「終の棲家」という説明をしすぎたせいもあり、GHでの生活に落ちてしまい、アパートでの一人暮らしへチャレンジするモチベーションが失われている。 ・一人暮らしに必要な支援や課題がまだ整理されていない。 ・一人暮らしへの移行支援に対応できるほどGHの支援に余裕がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの課題を明確化、支援者で共有化し、一人暮らしという選択肢も見据えながら支援を行う。 ・一人暮らしを体験できる場があるとよい。物件探しは難航するが、サテライト型を増やし、体験の場として活用するのもよいか。
<p>すだちの里すぎなみからの地域移行がスムーズにいかない方がいる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すだちの里での受入から地域移行までの流れが周知しきれておらず、支援関係者間の役割が不明瞭となっている。 ・地域の理解が得られず、すまいの移行先が決まっていなくて日中活動先の実習を受け入れてもらえないことがあった。 ・相談支援事業所の対応にかなり差があり、連携に戸惑いがある。 ・本人や親の地域移行への不安が先にたち、地域移行に二の足を踏んでいる人がいる。 ・移行先のGHの選択肢が少なく、地域移行の準備ができていても、特に支援が多く必要な方や女性の移行先が見つからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すだちの里の取組みを多方面に発信し、周知する。 ・入所時の支援情報、入所後の支援目標や地域移行先の目標等について情報を共有し、日中活動先や相談支援事業所と連携を深める取り組み。 ・GHの体験入居以外に、体験を積める場があると良い。
<p>日中活動先の選択肢が少なく、場合によっては利用できる日中活動先がない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行時に、すまい（GHなど）と同時にしごと（日中活動）を探さなくてはならず、タイミング良く両方見つけなくてはならない。 ・就労継続支援B型を希望しているが、自主通所が難しい方や、高齢でデイサービスでは物足りないが、障害福祉サービスの日中活動先では活動についていけない方等がいる。 ・区内のGHの受入が厳しく、近隣市区町村のGHを検討するが、GHが運よく見つかったとしても日中活動先の情報がなく、移行が難航してしまう。 ・重度障害のある人を受け入れられる日中活動先が少ない。人材不足の問題で受入枠があっても受け入れが困難という理由で断られるケースもある。 ・急に多数の職員の入れ替わりがあると、一気に重度障害対応のノウハウが失われてしまう。ノウハウの引継、積み重ねができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービス付きの就労継続支援B型、就労継続支援B型と生活介護の中間の活動提供施設、生活介護とデイサービスの中間の活動提供施設等サービス間の狭間のニーズをとらえた施設整備。施設整備でなくても、施設間の柔軟な活動利用等の工夫（作業的な活動とレクリエーション活動の併用等）。 ・重度障害が受け入れることのできる人材の確保と育成の仕組み ・一定程度経験を積んだ職員を一か所に固め、重度障害対応のノウハウを蓄積し、周辺施設でそのノウハウを共有したり、バックアップしたりする仕組みがあると良い。

○今後の議論の方向性<地域移行促進部会（知的 G ）幹事会確認>：

今期の検討によって明らかになったことは、知的障害者の地域移行が進むためには、移行先の地域の課題（主に G H や日中活動先等地域資源の課題）を解決しなくてはならないということである。さらにその地域の課題は、今まで地域移行促進部会で議論を続けてきた地域移行促進に必要な4つの条件

- (1) 住む場の条件を広げる。
- (2) 医療との連携を広げる。
- (3) 一人暮らしを支援する体制を広げる。
- (4) 区民の理解を得る活動。

に集約されることも明確になった。「地域移行」という縦の流れ（入所→地域）で見えてきた課題もあるが、今後議論を深めるには、横（地域）の課題として別の場（多種の支援関係者で構成する）に議論の場を移し、継続した生活を支援していく視点を持ちつつ、各課題を再整理して議論していく段階になっているとの話になっている。

平成30年度相談支援部会 活動報告書

1. 相談支援部会の目的

- ①相談支援を通じて地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取り組みを行う
- ②課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める
- ③相談支援従事者の 역량アップにつなげる

2. 相談支援部会の構成委員

- ①指定特定相談支援事業所 31 箇所
 - ②委託障害者地域相談支援センター（すまいる） 3箇所
 - ③就労関係（ワークサポート杉並） 1箇所
 - ④福祉事務所 障害担当 1名
 - ⑤保健センター 保健師 1名
 - ⑥特別支援学校コーディネーター 1名
 - ⑦児童相談関係 2箇所
 - ⑧生活支援課地域生活支援担当 1名
- 全41名

3. 活動報告（構成委員が希望するグループに所属）

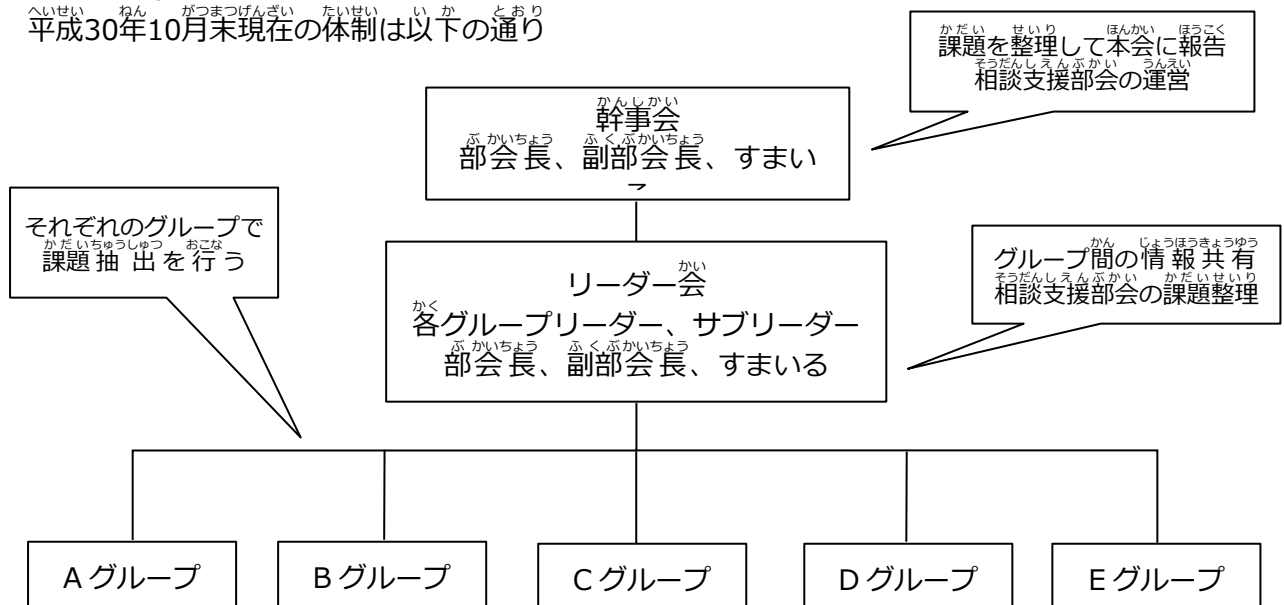
- A グループ：多職種連携について
- B グループ：重度心身障害児者の課題について
- C グループ：高齢期の課題について
- D グループ：移動外出支援について
- E グループ：児童の課題について

リーダー会（H 29年より新たに設置）：

- ・各グループのリーダーとサブリーダー、及び部会長と副部会長、すまいるで構成される
- ・グループ間の情報共有や、相談支援部会の課題についても検討を行う

4. 相談支援部会の体制

平成30年10月末現在の体制は以下の通り



5. 相談支援部会の現状と課題

平成24年4月より国の相談支援体系が変わったことで、サービス等利用計画作成が進んだこと、特定相談支援事業所が増えたことを踏まえて、平成25年4月からの第4期相談支援部会より全ての特定相談支援事業所に委員をお願いすることになった。このことにより、現在のような40名近い構成員での相談支援部会となる。初年度は事務局が振り分けたグループで事例検討を行い、課題を抽出していたが、翌年度からはテーマを上げてグループごとに課題を抽出する現在の方法になった。テーマは、年2回行われる相談支援部会全体会にて話し合われて、おおよそ2年をかけて課題整理を行っている。グループ活動の開催頻度や内容については、各グループに全て任せている。

課題として上げられるのは、第一に、グループ活動が中心となることで、相談支援部会全体が見えにくくなっていることである。構成委員が多いことで同じグループ以外の活動に触れる機会が少なく、共有できていない現状にある。また、相談支援体制の見直しや相談支援従事者の技量アップなど、相談支援固有の課題についての検討が充分に行えていない。このことについては、H29年より相談支援部会内でリーダー会を企画することで、情報共有や課題整理につなげていく動きを作っているところであるが、それでも全ての構成委員が同じ思いを持って相談支援部会に関わっていくことができるか、課題が残る。

第二に、構成委員の中心が特定相談支援事業所になっているため、取り上げられる事例が、サービスによるものに傾いてしまうなど、適切な課題の抽出・検討が行えていないことである。また、テーマを検討しているメンバーのほとんどが相談支援専門員となり、他にメンバーを必要とする場合にはオブザーバーでの参加になるため、相談支援事業所がグループで検討できる課題に限りがある。そのことにより、課題が拳がっていても取り組みが難しいものや緊急性がないものであると後回しになってしまう現状にあり、検討の必要があってもテーマとして扱えていない課題がある。このようなグループ活動の限界から、部会の活動が地域づくりを考えていく体制になっていない。

最後に、テーマ以外の課題を検討する場所がないことである。グループ内でテーマに沿った事例以外を扱う時間は少なく、課題解決につなげていくことには限界がある。そのため、相談支援固有の課題や、先送りされたテーマについて、柔軟に検討する場が持てていない。構成委員がテーマ以外の事例や地域課題に触れる機会も少ない。

6. 相談支援部会の今後について

上記内容を相談支援部会幹事会にて検討し、今期のグループの活動内容はどのグループも部会化することができるくらい深い議論を行っていることから、これまでのようなすべての特定相談支援事業所が所属する形は終了し、現在のリーダー会のような姿を相談支援部会にしていくべきでないかという意見があがった。相談支援部会に所属しない相談支援専門員については、新たに作られる部会に参加したり、他の連絡会への参加など、新たな場所で活躍してもらえるようにする必要がある。

また、新たな相談支援部会はリーダー会の進め方を参考にしつつ、①相談支援体制について、②事例検討や課題抽出、③研修企画提案などを行うことで、新たに運営を行う形が望ましいと思われる。

第1回 地域生活支援拠点検討チーム 検討報告

現段階で事務局が考えるイメージ図を示し、これから段階的に整備を進めていく予定であること、今年度は、人について議論し、順番にいろいろなことを決めていきたいことを説明。

1、コーディネーターについて

① 望む役割・機能について

- ・家族が病気など緊急な時や本人が家で暴れて家族では手に負えない時に相談し、対応してもらえるという考えはわかりやすい。
- ・制度のすきまや制度では解決できないところを対応してもらえるとうい
- ・いろいろな情報の集約をコーディネーターが担当し、発信してもらえるとうい
- ・福井県の緊急ショートステイは登録制でまず危機があったときどうするかという計画を立てる。危機があったときにその計画で動けるように事前に準備している。この計画をたてることから、実際の支援までをコーディネーターがおこなっている。
危機時に計画通りに支援をするにあたり、コーディネーターに権限を与えている。杉並でも危機時の支援を考えるのであれば、コーディネーターに一定程度の権限を持たせることが必要。
- ・自由で型にはまらない動きができる体制が必要。またつないでいく役割というイメージ
- ・役割は広げすぎない、わかりやすいほうがいい。
- ・当事者だけではなく、家族も一緒にすべての相談ができるとうい。
- ・困難性が高いと言っても事前に予測はできない。危機時にはふだんは問題ないひと家族も大変な状況になることはある。危機時に動ける体制を普段から作っておくことが必要ではないか。

② コーディネーターのいる場所はどこがいいか？

- ・普段相談しているところで、すべてがおおわるとよい。
- ・福井県では緊急ショートを実施している事業所にコーディネーターがいて夜勤もしている。
- ・基幹相談支援センターとの役割分担もあるので、基幹にいるのが連携もスムーズでいいのではないか。

2、基幹相談支援センターについて

- ・地域ネットワーク推進係を基幹相談支援センターとして位置付けるなら、申請受付部署とバックアップ部署をしっかりとわけてほしい

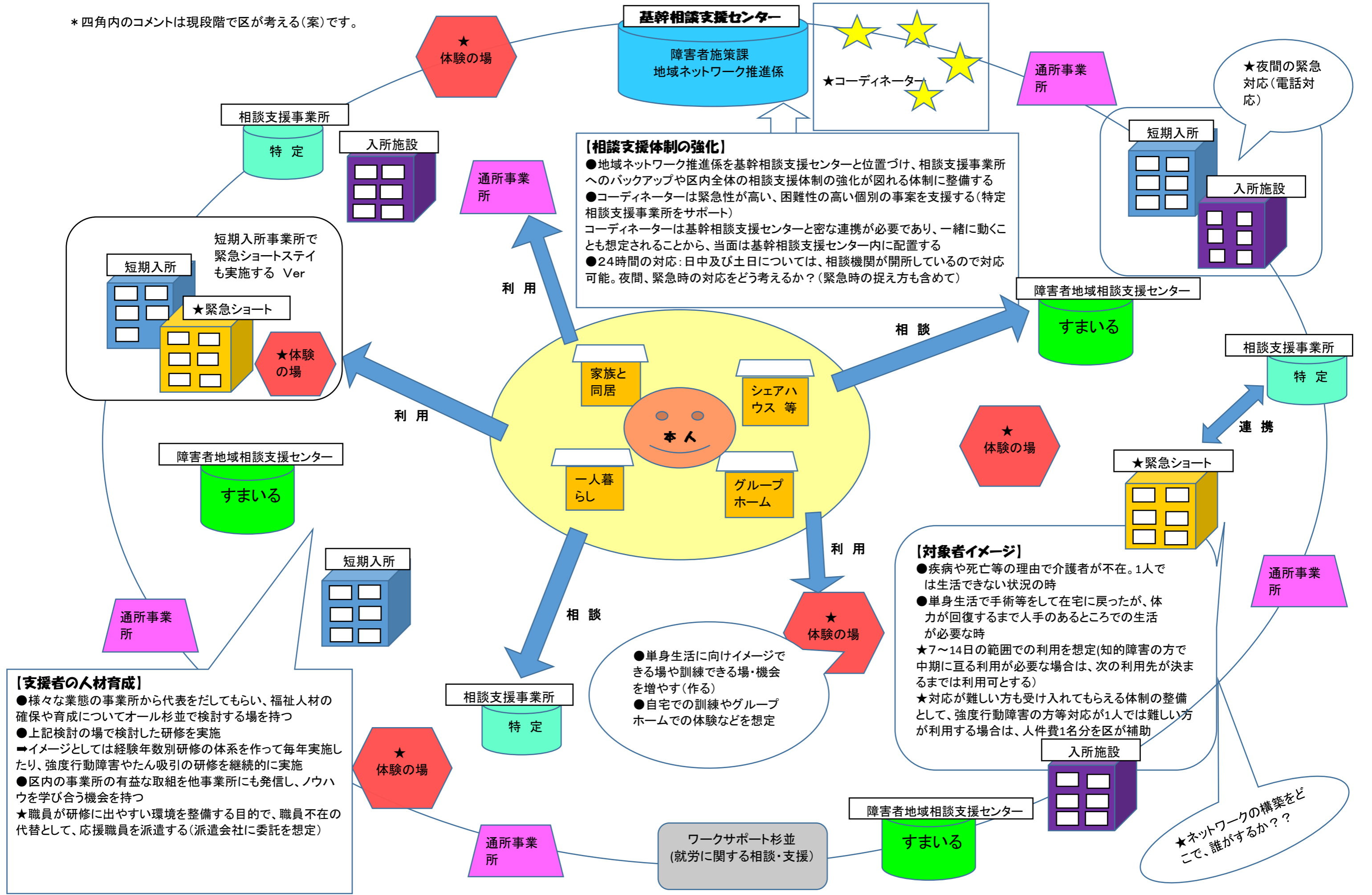
3、地域人材育成について

- ・人材育成の取組で世田谷区では、地域の中に精神障害のことならこの人と、知的障害ならこの人と相談者を決めている。困ればその人に相談するという仕組みができている。
- ・講義とかではなく、実地に近い研修が必要

次回、本日の検討を踏まえて具体的な案を提示予定。また、支援者の人材育成について検討を進める。

杉並区地域生活支援拠点整備のイメージ図(案)

* 四角内のコメントは現段階で区が考える(案)です。



【相談支援体制の強化】

- 地域ネットワーク推進係を基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援事業所へのバックアップや区内全体の相談支援体制の強化が図れる体制に整備する
- コーディネーターは緊急性が高い、困難性の高い個別の事案を支援する(特定相談支援事業所をサポート)
コーディネーターは基幹相談支援センターと密な連携が必要であり、一緒に動くことも想定されることから、当面は基幹相談支援センター内に配置する
- 24時間の対応: 日中及び土日については、相談機関が開所しているのに対応可能。夜間、緊急時の対応をどう考えるか?(緊急時の捉え方も含めて)

【対象者イメージ】

- 疾病や死亡等の理由で介護者が不在。1人では生活できない状況の時
- 単身生活で手術等をして在宅に戻ったが、体力が回復するまで人手のあるところでの生活が必要な時
- ★7~14日の範囲での利用を想定(知的障害の方で中期に亘る利用が必要な場合は、次の利用先が決まるまでは利用可とする)
- ★対応が難しい方も受け入れてもらえる体制の整備として、強度行動障害の方等対応が1人では難しい方が利用する場合は、人件費1名分を区が補助

【支援者の人材育成】

- 様々な業態の事業所から代表をだしてもらい、福祉人材の確保や育成についてオール杉並で検討する場を持つ
- 上記検討の場で検討した研修を実施
→イメージとしては経験年数別研修の体系を作って毎年実施したり、強度行動障害やたん吸引の研修を継続的に実施
- 区内の事業所の有益な取組を他事業所にも発信し、ノウハウを学び合う機会を持つ
- ★職員が研修に出やすい環境を整備する目的で、職員不在の代替として、応援職員を派遣する(派遣会社に委託を想定)

●単身生活に向けイメージできる場や訓練できる場・機会を増やす(作る)
●自宅での訓練やグループホームでの体験などを想定

★ネットワークの構築をどこで、誰がするか??

障害者虐待防止に関する区の取組状況について

1 平成29年度における障害者虐待の通報等の状況（平成29年4月1日～30年3月末）

通報等の件数		※数字は相談・通報・届出の総数				
虐待の種類別	養護者	障害者福祉従事者等			使用者	その他
	26	17			0	3
虐待の種類 (重複あり)	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	
	17	2	18	10	7	
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他
	6	18	14	0	0	0

2 上記通報等への対応状況

養護者による虐待 26件	
<p><調査方法></p> <p>○訪問調査実施 9件</p> <p>○関係機関からの情報収集のみ 17件</p>	<p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した 12 ・虐待の判断に至らず 3 ・虐待ではないと判断した 7 ・高齢者虐待として関係部署に取り次ぎ 4
<p>上記の内訳の中で、高齢者虐待として関係部署に取り次ぎした件数を除く19件の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●養護者からの分離 1件（グループホーム入居に向けて準備中で短期入所利用） ●関係機関による見守りや他部署での対応依頼 16件 ●養護者に対する助言、指導 1件 ●サービス内容（計画）の見直しや他サービスの利用に向け調整中 5件 	
福祉施設従事者等による虐待 17件	
<p><調査方法></p> <p>○訪問調査実施 12件</p> <p>○関係機関等からの情報収集 5件</p>	<p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を認定 4 ・虐待の判断に至らず 12 ・経過観察（サービス内容の見直し・関係機関の見守り等を実施） 1
使用者による虐待 0件	
その他 3件 内訳	
<p>○被虐待者が匿名のため対応不可（聞き取り、相談のみ） 1件 ○苦情 1件</p> <p>○セルフネグレクト疑い 1件 ○家族間の問題 0件 ○病状によるもの 0件</p>	

3 29年度の通報等の状況及び課題等

(1) 通報等の件数の増加

- ・29年度の通報等の件数は、前年度の26件から46件となり20件増加した。内訳としては、養護者による虐待が13件から26件に、福祉施設従事者等による虐待が8件から17件に増え、いずれも約2倍に増加している。
- ・通報等が増えた原因としては、障害者虐待や通報の義務などについての周知が進んだことも一因ではあるが、内容が重大な案件も複数見受けられた。

(2) 通報内容について

- ・通報内容では重大な案件が見受けられ、養護者による身体的虐待で分離を図った事例や、経済的虐待などにより区長申立で成年後見人をつけた事例も複数あった。
- ・福祉施設従事者等による虐待についても、身体的虐待やネグレクトなどにより、利用者に重大なケガにつながった案件もあった。

(3) 課題等

- ・虐待の判断に至らない事例でも、虐待とは認定できないが不適切な対応が認められる事案が多かった。共通事項として、どこの施設でも人材不足及び支援の質の低下(人手不足から十分な指導が行えていない)が見られた。
- ・人材確保と人材育成については、虐待防止の観点からも大きな課題となっている。国、都、区、それぞれができる施策や対応について本気で取り組む必要がある。